

八幡平市観光キャンペーンレディの派遣等に関する規程

一般社団法人八幡平市観光協会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人八幡平市観光協会（以下「協会」という。）が八幡平市観光キャンペーンレディ（以下「キャンペーンレディ」という。）を派遣等について必要な事項を定めるものがある。

(派遣)

第2条 キャンペーンレディ派遣に係る業務については、本規程及び別途細則の規程に基づいて協会が依頼を受ける。

(対象)

第3条 協会がキャンペーンレディを派遣する事業は次のとおり。

- (1) 岩手県内外のイベント時における観光、特産品等の PR 活動及び観光客誘致の活動
- (2) マスコミ等への観光キャンペーン活動、取材対応
- (3) その他、八幡平市観光協会が認める活動

(出張等)

第4条 キャンペーンレディの派遣について、宿泊を伴うものについては移動手配、宿泊場所の確保等の手続きを派遣依頼者が行うものとし、旅費の積算根拠は協会の事務規程によるものとする。

(保険)

第5条 派遣に伴う保険については、派遣依頼者において手続きを行い、費用についても負担するものとする。

(謝金単価)

第6条 謝金の単価は別表のとおりとする。

(その他)

第7条 この規程に定めのないものについては、協会会長が決定するものとする。

附則

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 八幡平市観光キャンペーンレディ派遣謝金の単価表

区分	単価	事項
A	10,000 円／日	移動を含めた拘束時間が 1 時間を超えるもの
B	5,000 円／日	移動を含めた拘束時間が 1 時間を超えないもの (花束贈呈等、簡易な取材等)
C	10,000 円／日	宿泊を伴うもの
D	5,000 円／日	宿泊を伴う派遣において業務の無い日

※源泉徴収は含まれておりません。

この表に定めのない場合は、互いに協議の上、単価を決定する。